

県立広島病院一般廃棄物処理業務特記仕様書

1 業務概要

- (1) 業務名 県立広島病院一般廃棄物処理業務
- (2) 履行場所 広島市南区宇品神田一丁目5番54号 県立広島病院～各処理施設
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 業務仕様

- ア 本仕様書に記載されていない事項は、広島県一般廃棄物処理業務共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)によるが、業務の関連性から判断して県が必要と認めた業務は、本委託業務に含むものとする。
- イ 本仕様書及び共通仕様書に定めがない事項は、施設管理担当者と協議する。
- ウ 本仕様書の・印、※印又は⊙印で箇条書きされた事項のうち、本業務で適用する事項は、※印及び⊙印の付いたものとする。
- エ 本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(5) 業務対象一般廃棄物

- ア 一般廃棄物の集積場所は中央棟地下1階職員駐車場ゴミ集積場（施設管理担当者の指定する場所に設置すること。）による。
- イ 運搬する廃棄物の種類等は、次のとおりとする。

区分	廃棄物の種類	予定重量	運搬回数	搬入先（処理方法）
可燃ごみ	再生できない紙くず 生ごみ	990kg/回	日曜日を除く毎日	広島市が指定する可燃ごみ処理施設へ搬入
プラスチックごみ	プラスチック類	30kg/回	週4回	広島市が指定する焼却施設へ搬入
資源ごみ	缶類・金属類	200kg/回	月2回	リサイクル施設へ搬入
	ペットボトル	15kg/回	週4回	
	ガラスくず・びん類	15kg/回	日曜日を除く毎日	

2 一般事項

(1) 業務関係図書

- ア 年間作業計画書
作業開始前までに作成し、施設管理担当者の承諾を受けること。
- イ 業務実施報告書
月ごとに、翌月の10日までに別紙「一般廃棄物処理業務実施報告書」に業務の実施状況をまとめ、提出すること。

(2) 業務条件

ア 業務実施日

1(5)イによる。これにより難しい場合は、施設管理担当者と協議する。

イ 業務実施時間帯

10時～11時30分又は13時30分～15時とする。

(3) 業務責任者

本業務の実施に先立ち、業務責任者に関する次の事項について、書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ※ 氏名
- ※ 生年月日
- ※ 受注者との雇用関係を証明する書類

(4) 業務担当者

本業務の実施に先立ち、業務担当者名簿を施設管理担当者に提出する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- ※ 氏名
- ※ 生年月日

3 特記事項

(1) 数量の測定方法

一般廃棄物の運搬日ごと種類ごとの数量の測定方法については、次のとおりとする。

【可燃ごみ・資源ごみ】

- 秤など施設管理担当者ととの協議により定めた測定機器により重量を測定し、記録する。なお、測定機器は受注者が受注者の負担において準備する。
 - ・ 指定袋の数量を記録する（施設管理担当者及び受注者等において、一袋当たりの平均重量を確認すること。）。

【プラスチックごみ】

- ・ 秤など施設管理担当者ととの協議により定めた測定機器により重量を測定し、記録する。なお、測定機器は受注者が受注者の負担において準備する。
- 指定袋の数量を記録する（施設管理担当者及び受注者等において、一袋当たりの平均重量を確認すること。）。

(2) 広島市の処理施設における処分に要する経費（処分手数料）の負担

【可燃ごみ】

- 広島市の処理施設における処分に要する経費（処分手数料）は、受注者の負担（業務委託料に含む。）とし、処理重量の履行実績に応じた処分手数料相当額を支払うものとする。

注）処分手数料相当額は、「一般廃棄物処理業務実施報告書」に記載された一般廃棄物の種類ごとの合計重量（月計）と、所在の市町ごとに定められた種類ごとの処分手数料（単価）により算出された金額。

- ・ 広島市が指定する有料指定袋は発注者の負担とする。

【プラスチックごみ】

- ・ 広島市の処理施設における処分に要する経費（処分手数料）は、受注者の負担（業務委託料に含む。）とし、処理重量の履行実績に応じた処分手数料相当額を支

払うものとする。

注) 処分手数料相当額は、「一般廃棄物処理業務実施報告書」に記載された一般廃棄物の種類ごとの合計重量(月計)と、所在の市町ごとに定められた種類ごとの処分手数料(単価)により算出された金額。

- 広島市が指定する有料指定袋は発注者の負担とする。

(3) 業務に使用する車両

集積場所付近へ進入できる大きさのものとする。

(4) 可燃ごみは、自動排出貯留装置(ドラム式約8 m³)で圧縮し、装置から直接パッカー車へ積載を行う。

ただし、生ごみについては、発注者が設置するダストボックス(800ℓ)から回収すること。

(5) プラスチック類・缶類用のコンテナ2基(約5 m³)を設置し、回収時に空コンテナを持ち込みコンテナ2基は常設している状態にすること。(コンテナの仕様については受注者のコンテナ仕様で可能(許可番号の付いた物を使用)であるが、4 m³のコンテナの場合は、プラスチック類用の収集は週4回(月・火・木・金)、缶類用の収集は月2回とするなど、5 m³を基準とした週単位・月単位の予定収集量を下回らないよう収集回数を増やすこと。)

(6) コンテナの設置場所は、次の場所とする。

中央棟地下1階職員駐車場ゴミ集積場(施設管理担当者の指定する場所に設置すること。)

(7) 搬出経路

搬出経路は、別紙「搬出経路図」による。

注 この入札による契約の効力は、令和7年4月1日に設立される地方独立行政法人広島県立病院機構に帰属する。